

## テレワーク型企業誘致推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、主に都市圏等の企業が当該感染症のリスク分散を図るとともに、本市に新たな拠点を設けることを目的として従業員を本市に配置し、又は本市に従業員が滞在する場合に、その従業員の滞在等にかかる経費の一部に対し、予算の範囲内においてテレワーク型企業誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 従業員 佐賀市以外の企業に勤め、現住所が佐賀市以外の者をいう。
- (2) 配置 企業が定める勤務地として配置することをいう。
- (3) 移動 従業員の現住所から佐賀駅までの往復をいう。
- (4) 滞在 佐賀市内のホテル又は旅館等で宿泊することをいう。
- (5) 旅費 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（車両燃料費を除く。）、宿泊料（飲食代を除く。）、その他市長が必要と認めるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、佐賀市以外の企業又は従業員とする。

2 補助対象者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員ではなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

### (補助事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、佐賀市以外の企業が当該感染症のリスク分散を図るとともに、本市に新たな拠点を設けることを目的として従業員を本市に配置し、又は本市に従業員が滞在する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
従業員の移動及び滞在に係る旅費（自己負担分に限る。）	補助対象経費の2／3以内	佐賀市職員等の旅費に関する条例に基づく積算額の2／3を上限とする 滞在日数は従業員1人につき60日を限度とする

2 前項の旅費のうち、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（車両燃料費を除く。）については、移動に係る経費のみを対象とし、補助対象経費に算入できる移動は1回のみとする。

3 第1項の補助対象経費となる従業員の滞在日数は6日以上とする。

4 補助対象経費は、補助金の交付の決定を受けた日から当該年度の末日までに支出を完了するものでなければならない。

（補助事業の交付申請）

第6条 補助対象者は、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助対象者が従業員の場合においては、前項の規定による添付書類のほか、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 申請する従業員が佐賀市以外の企業へ在籍していることが分かる資料
- (2) 企業の確認書（様式第4号）

（補助事業の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付した条件をテレワーク型企业誘致推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号。以下「交付決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助事業等の変更）

第8条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、テレワーク型企业誘

致推進事業補助金交付変更申請書（様式第6号。以下「変更申請書」という。）に第6条の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の変更申請書の提出があったとき又は前項の報告があったときは、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付変更通知書（様式第7号）により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、補助事業の実績を報告しようとするときは、テレワーク型企业誘致推進事業補助金実績報告書（様式第8号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（様式第9号）
- (2) 収支決算書（様式第10号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助年度の3月29日までとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、テレワーク型企业誘致推進事業補助金確定通知書（様式第11号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間これらを保管しなければならない。

（報告の徴収）

第13条 市長は必要があると認めるときは、補助対象者に対し補助事業実施後の成果について報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所

氏 名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の目的及び内容			
補助事業等の経費所要額			円
交付申請金額			円
補助事業等の完了予定年月日		年 月 日	
添付書類		<ul style="list-style-type: none"><li>・事業計画書</li><li>・収支予算書</li><li>・経費の見積書等</li><li>・企業への在籍が確認できる資料（従業員の場合）</li><li>・企業の確認書（従業員の場合）</li></ul>	

令和 年 月 日

事業計画書

法人及び従業員概要

法人の名称及び 代表者名		TEL
法人所在地	〒	FAX
滞在する従業員 の氏名		TEL
滞在する従業員 の住所	〒	
滞在中に行う 仕事の内容		
滞在期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
滞在する従業員 の氏名		TEL
滞在する従業員 の住所	〒	
滞在中に行う 仕事の内容		
滞在期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

様式第3号（第6条関係）

令和 年 月 日

収 支 予 算 書

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金	
借入金	
自己資金	
合計	

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分	積算明細	補助事業に 要する全経費	補助対象 経費	補助金交 付申請額	備考
移動・滞在 旅費					
合計					

※ 積算根拠となる書類（見積書等）は別添のとおり。

様式第4号（第6条関係）

企業の確認書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

法人住所

法人名称

代表者氏名

印

下記の申請者は弊社の従業員であり、申請者のテレワーク型企業誘致推進事業補助金の申請について確認しました。

申請者 住所

氏名

印



様式第5号（第7条関係）

佐市工第 号  
令和 年 月 日

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金交付決定通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで申請のあった補助金等の交付については、次のとおり決定したので、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の目的及び内容			
交付決定金額		円	
交付条件		<ul style="list-style-type: none"><li>・ 佐賀市補助金等交付規則及びテレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱の規定に従うこと。</li><li>・ 補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。</li><li>・ 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。</li></ul>	

様式第6号（第8条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金交付変更申請書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

令和 年 月 日付け佐市工第 号で補助金等の交付決定を受けた補助事業等について、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補助事業等の変更の内容			
変更の理由			
補助事業等の変更後の経費所要額			
変更後の交付申請額			
変更の年月日		年 月 日（予定）	
添 付 書 類			<ul style="list-style-type: none"><li>・ 変更後の事業計画書</li><li>・ 変更後の収支予算書</li><li>・ 経費の見積書等</li><li>・ 企業の確認書（従業員の場合）</li></ul>

様式第7号（第8条関係）

佐市工第 号  
令和 年 月 日

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金交付変更通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで申請又は報告のあった補助金等の交付決定内容については、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり変更したので通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の変更の内容			
変更後の交付決定金額			
変更後の交付条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・佐賀市補助金等交付規則及びテレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱の規定に従うこと。</li><li>・補助事業を変更する場合は、市長の承認を受けること。</li><li>・補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保管すること。</li></ul>		
変更の理由			

様式第8号（第9条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金実績報告書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

令和 年 月 日付け佐市工第 号で補助金等の交付決定を受けた補助事業等の実績について、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助事業等の完了年月日		年 月 日	
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の既交付金額			円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額			円
添 付 書 類		・ 事業実施報告書 ・ 収支決算書 ・ 領収書等	

令和 年 月 日

事業実施報告書

法人及び従業員概要

法人の名称及び 代表者名		TEL
法人所在地	〒	FAX
滞在した従業員の 氏名		TEL
滞在した従業員の 住所	〒	
滞在中に行った 仕事の内容		
滞在期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
滞在した従業員の 氏名		TEL
滞在した従業員の 住所	〒	
滞在中に行った 仕事の内容		
滞在期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	

様式第10号（第9条関係）

令和 年 月 日

収 支 決 算 書

収入の部（資金調達の内訳）

単位：円

市からの補助金	
借入金	
自己資金	
合計	

支出の部（経費配分）

単位：円

経費区分	補助事業に 要した全経費	支払先	補助対象 経費	補助金交 付申請額	備考
移動・滞在 旅費					
合計					

※ 支払を証明する書類（領収書等）は別添のとおり

様式第11号（第10条関係）

佐市工第 号  
令和 年 月 日

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金確定通知書

様

佐賀市長



令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金等の額を確定したので、テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助金等の交付決定金額			円
補助事業等の経費精算額のうち補助対象金額			円
補助金等の交付確定金額			円

様式第12号（第11条関係）

テレワーク型企业誘致推進事業  
補助金交付請求書

令和 年 月 日

（宛先）佐賀市長

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
（団体の場合は、団体名及び代表者名）

テレワーク型企业誘致推進事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

補助年度	年度	補助金の名称	
補助金等の交付決定金額			円
補助金等の交付確定金額			円
補助金等の既交付金額			円
交付請求金額			円
今回請求後の未請求金額			円
振 込 先	金融機関名	銀行 信金 農協 漁協 信組	店
	口座番号	当座・普通	
	(フリガナ)		
	口座名義人		